

## 課題等対応のための平成24年8月の主な動き、取組

### 1 厳しい雇用失業情勢への対応

有効求人数	26,472人	対前年同月比	19.9%増
有効求職者数	45,607人	対前年同月比	3.7%減
有効求人倍率	0.66倍	対前月	同水準

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・引き続き、雇用調整助成金による雇用維持支援
- ・円高等に伴う雇用状況への影響把握

### 2 労働者派遣法の改正に係る説明会を開催します

○労働者派遣法の改正に係る説明会日程			
8月24日(金)	かごしま県民交流センター	13:30~15:15	
8月27日(月)	鹿児島アリーナ	13:30~15:15	
8月29日(水)	鹿児島総合卸商業団地共同組合	10:00~11:45	
8月31日(金)	薩摩川内市セントピア	13:30~15:15	
9月3日(月)	鹿屋公共職業安定所	13:30~15:15	
9月5日(水)	国分パークプラザ	13:30~15:15	
9月7日(金)	名瀬公共職業安定所	13:30~15:15	

#### 労働者派遣法改正法の概要

(公布日=4月6日、施行日=(一部除き)公布の日から6カ月以内)

- 事業規制の強化  
日雇派遣の原則禁止、グループ企業内派遣の8割規制 等
- 派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善  
派遣元事業主に有期雇用の派遣労働者の無期雇用への転換推進措置を努力義務化、派遣料金のいわゆるマージン率の情報公開を義務化 等
- 違法派遣に対する迅速・的確な対応  
違法派遣の場合、派遣先が派遣労働者に労働契約の申込みをしたとみなす(施行日は、法施行から3年経過後) 等

### 3 8月2日から鹿児島県最低賃金額の改定審議が始まります

### 4 女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦を展開しています

### 5 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主を認定しました (平成24年7月末日現在)

## 6月の有効求人倍率は0.66倍で、前月と同水準

鹿児島県の6月の有効求人倍率(季節調整値)は0.66倍となり、前月(0.66倍)と同水準となりました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.00倍となり、前月(1.18倍)を0.18ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月比13.0%の増と3ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業(37.0%増)は6ヶ月連続の増加、製造業(5.6%増)は3ヶ月連続の増加、運輸業、郵便業(8.2%減)は3ヶ月ぶりの減少、卸売業、小売業(6.4%増)は3ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(18.7%増)は18ヶ月連続の増加、医療、福祉(15.9%増)は29ヶ月連続の増加、サービス業(12.8%増)は3ヶ月連続の増加となりました。

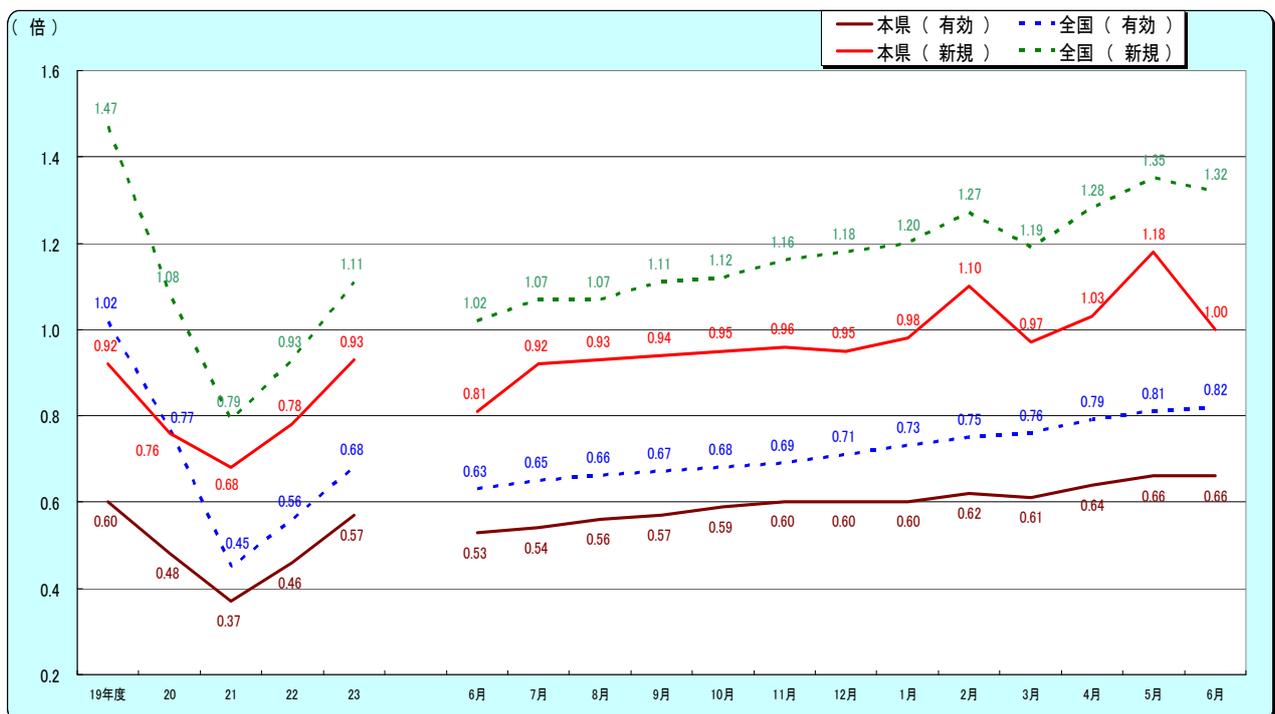
新規求職者数は前年同月比8.8%の減と13ヶ月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別で前年同月比でみると、在職求職者(4.6%増)は2ヶ月連続の増加となりました。また、離職求職者(9.9%減)は13ヶ月連続の減少、無業求職者(19.9%減)は8ヶ月連続の減少となりました。離職求職者の内訳では事業主都合離職者(10.5%減)は31ヶ月連続で減少し、自己都合離職者(9.8%減)は5ヶ月連続の減少となりました。

政府の7月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある」とし、3ヶ月連続で据え置きました。また、雇用情勢についても、「持ち直しているものの、東日本大震災の影響もあり依然として厳しい。」と同様としました。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人数が、高水準で推移している等持ち直しの動きを続けています。一方で有効求職者数も依然として高水準にあり、また、電力供給の制約、円高等による影響も懸念されるところであり、依然として厳しい面が見られることから、今後の動きには引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・高齢者・障害者の就労促進、産業構造の変化を踏まえた公的職業訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による積極的な就労・生活支援対策の展開等を行い「全員参加型社会」の実現に向け、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



# 労働者派遣法の改正に係る 説明会開催のご案内

今回の改正では、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的に、日雇派遣の原則禁止、グループ企業内派遣の8割規制等の「事業規制の強化」と「派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善」が派遣元・派遣先事業主のいずれにも求められています。

このことについて、下記の日程で説明会を開催いたします。

説明会への出席申込みについては、裏面をFAXにて送信願います。

## ＜労働者派遣法の改正に係る説明会場及び日程表＞

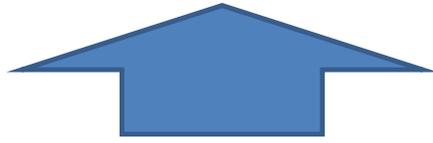
月 日	開催時間	会 場 ・ 所 在 地	定 員	電話番号
8月24日(金)	13:30～ 15:15	かごしま県民交流センター (東棟3階 大研修室 第2) 鹿児島市山下町14-50	108名	099-221-6600
8月27日(月)	13:30～ 15:15	鹿児島アリーナ(会議室) 鹿児島市永吉1-30-1	120名	099-285-2244
8月29日(水)	10:00～ 11:45	鹿児島総合卸商業団地協同組合 (オロシティーホール2階大会議室) 鹿児島市卸本町6-12	138名	099-260-2111
8月31日(金)	13:30～ 15:15	薩摩川内市セントピア(1階 視聴覚室) 薩摩川内市勝目町3944	80名	0996-64-0920
9月3日(月)	13:30～ 15:15	鹿屋公共職業安定所(2階 会議室) 鹿屋市北田町3-3-11 産業支援センター1階	40名	0994-42-4135
9月5日(水)	13:30～ 15:15	国分パークプラザ(2階 大会議室) 霧島市国分中央3-9-20	48名	0995-48-9350
9月7日(金)	13:30～ 15:15	名瀬公共職業安定所(4階 会議室) 奄美市名瀬長浜町1-1	30名	0997-52-4611

※説明会への参加は、ご都合のよい会場をご利用ください。

※各会場の受付は、説明会開催時間の30分前から開始します。なお、駐車時間が2時間を超えると有料になる場合や、駐車場が狭隘な会場もありますので、ご了承ください。

※参加希望者が定員を超えた場合、需給調整事業室から他会場への参加を電話でお願いする場合がありますので、ご了承ください。





必要事項をご記入の上、FAXにて送信してください

鹿児島労働局職業安定部需給調整事業室宛：FAX 099-216-9911

事業所区分：（ 派遣元事業主 ・ 派遣元事業主以外 ）いずれかを○でお囲み下さい。

会社名： \_\_\_\_\_ 出席予定者数： \_\_\_\_\_ 人  
〒 \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_ FAX番号： \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

労働者派遣法改正法の改正に係る説明会場及び日程表

月 日	開 催 時 間	会 場 ・ 所 在 地	定 員	電 話	参加希望日 〔1か所のみ○を つけてください〕
8月24日(金)	13:30 ~ 15:15	かごしま県民交流センター (東棟3階 大研修室 第2) 鹿児島市山下町14-50	108名	099-221-6600	
8月27日(月)	13:30 ~ 15:15	鹿児島アリーナ(会議室) 鹿児島市永吉1-30-1	120名	099-285-2244	
8月29日(水)	10:00 ~ 11:45	鹿児島総合卸商業団地協同組合 (オロシティーホール 2階 大会議室) 鹿児島市卸本町6-12	138名	099-260-2111	
8月31日(金)	13:30 ~ 15:15	薩摩川内市セントピア(1階 視聴覚室) 薩摩川内市勝目町3944	80名	0996-64-0920	
9月3日(月)	13:30 ~ 15:15	鹿屋公共職業安定所(2階 会議室) 鹿屋市北田町3-3-11 産業支援センター1階	40名	0994-42-4135	
9月5日(水)	13:30 ~ 15:15	国分パークプラザ(2階 大会議室) 霧島市国分中央3-9-20	48名	0995-48-9350	
9月7日(金)	13:30 ~ 15:15	名瀬公共職業安定所(4階 会議室) 奄美市名瀬長浜町1-1	30名	0997-52-4611	

※説明会への参加は、ご都合のよい会場をご利用ください。

※各会場の受付は、説明会開催時間の30分前より開始します。なお、駐車時間が2時間を超えると有料の場合や、駐車場が狭隘な会場もありますのでご了承願います。

※参加希望者が定員を超えた場合、需給調整事業室より他会場への参加を電話でお願いする場合がありますので、ご了承願います。

# 労働者派遣法改正法

## 事業規制の強化

- ・ 日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止(適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外)
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

## 派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示
- ・ 労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

## 違法派遣に対する迅速・的確な対処

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記

※ 「登録型派遣の在り方」、「製造業務派遣の在り方」、「特定労働者派遣事業の在り方」を検討事項とする。

施行期日: 公布の日から6か月以内の政令で定める日(労働契約申込みみなし制度の施行日は、法の施行から3年経過後)

### 【国会での主な修正点】

- 「登録型派遣・製造業務派遣の原則禁止」の削除、「登録型派遣・製造業務派遣の在り方」を検討事項とする。
- 原則禁止される日雇派遣の範囲を「2ヶ月以内」から「30日以内」に修正、原則禁止の例外に「雇用機会の確保が特に困難な場合等」を追加。
- 労働契約申込みみなし制度の施行日を「法の施行から3年経過後」に延期。

## 8月2日から鹿児島県最低賃金額の改定審議が始まります

平成24年7月26日に開催された第37回中央最低賃金審議会（以下「中賃審」という。）において、平成24年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、鹿児島県の引上げ目安額が「4円」とされました。

現在、鹿児島県最低賃金額は、熊本県、大分県と同額の「647円」（平成23年10月29日発効）ですが、この中賃審の答申を受けて、鹿児島労働局（局長 井上俊美）では、8月2日から平成24年度の鹿児島県最低賃金額の改定審議を開始します。

8月2日に開催する鹿児島地方最低賃金審議会（会長 田畑恒春）では、当審議会委員に対し、中賃審において平成24年度の目安額に至った状況の説明等を行い、翌日の8月3日には鹿児島県最低賃金専門部会（部会長 川村重春）を開催し、鹿児島県最低賃金額の改定に向けた審議を本格的にスタートします。

※ 鹿児島地方最低賃金審議会は、公開で開催します。

（参考）鹿児島県最低賃金額

改定年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
最低賃金額	619円	627円	630円	642円	647円

（鹿児島労働局労働基準部賃金室）

## 女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦を展開しています

国家戦略会議の下、平成24年5月22日に「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」が設置され、6月22日、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」が取りまとめられました。これを受け、近日中に閣議決定される予定の「日本再生戦略」においても、重点施策の1つとして「女性の活躍による経済活性化に向けた取組の推進」が位置づけられています。

今後、政府全体として、女性の活躍による経済活性化に向けた取組が進められることとなっています。

厚生労働省では、先行的に、企業のポジティブ・アクションの取組を促進するために、女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦を展開しています。

具体的には、女性の活躍促進企業活性化推進営業チームを設置し、企業を訪問し、ポジティブ・アクションの取組促進の働きかけ、企業の情報開示促進の働きかけなどを行っています。

鹿児島労働局（局長 井上俊美）では、7月に局長が管内主要2企業を訪問し、企業のトップに直接、ポジティブ・アクションの取組促進の働きかけを行いました。また、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主の認定企業に対しても、認定通知書の交付に併せ、企業トップに対し、局長からポジティブ・アクションへの取組促進の働きかけを行いました。そのほか、雇用均等室による企業訪問も実施しました。

8月以降も引き続き、企業を訪問し、女性の活躍を推進するためポジティブ・アクションの取組を促すこととしています。

（鹿児島労働局雇用均等室）

報道関係者 各位

平成 24 年 5 月 31 日

**【照会先】**

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課

課 長 吉本 明子(内線 7831)

均等業務指導室長 田平 浩二(内線 7841)

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7838)

(直通電話) 03(3595)3271

## 女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦の開始について ～平成 24 年 6 月の男女雇用機会均等月間から活動開始！～

政府全体として、女性の活躍により経済を活性化するための取組みを、関係閣僚会議で議論しているところですが、厚生労働省では、第 27 回男女雇用機会均等月間にあわせて、6 月から先行的に以下の取組みを実施します。

### ○ 女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦の実施

企業のポジティブ・アクションの取組みを促進するために、女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦を実施します。

具体的には、女性の活躍促進・企業活性化推進営業チームを設置し、①ポジティブ・アクションの取組み促進のための企業訪問、②ポジティブ・アクションの取組み促進の働きかけ、③企業の情報開示促進の働きかけ(※)を実施します。

※ 厚生労働省のポジティブ・アクション情報サイトを利用した女性管理職比率などの情報開示やポジティブ・アクションに積極的に取り組む宣言をすることの勧奨。CSR 報告書等での情報開示の勧奨。

### ○ 女性の活躍促進・企業活性化推進営業チームに関する資料

1、女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム

～平成 24 年 6 月の男女雇用機会均等月間から活動開始！～

2、女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム設置要綱

# 女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム

～平成24年6月の男女雇用機会均等月間から活動開始！～



## 【チームの任務】

女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦として、以下の取組みを実施する。

- ポジティブ・アクションの取組み促進のための企業訪問。
- ポジティブ・アクションの取組み促進の働きかけ。
- 企業の情報開示促進の働きかけ。

<目標（平成27年度まで）>

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| ○営業企業数                 | 2万1000社 |
| ○ポジティブ・アクション取組企業数      | 1万2600社 |
| ○女性管理職比率などの情報開示等を行う企業数 | 2750社   |

## 【体制（総勢104名）】

チーム長：雇用均等・児童家庭局長

副チーム長：大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）

事務局長：雇用均等政策課長

事務局長代理：雇用均等政策課均等業務指導室長

その他：雇用均等・児童家庭局内の課長等 6名

都道府県労働局：労働局長、雇用均等室長

本省  
営業チーム

都道府県労働局  
(労働局長、雇用均等室長)

## 女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム設置要綱

## 1. 目的

女性の活躍を促進し企業の活性化をするために、企業による自主的かつ積極的な取り組みであるポジティブ・アクションに取り組む企業を拡大させる必要がある。このため、企業に対してポジティブ・アクションの実施を積極的に働きかけるため、厚生労働省に、女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム（以下「営業チーム」という。）を設置する。

## 2. 営業チームの構成

- (1) 雇用均等・児童家庭局内に、雇用均等・児童家庭局長をチーム長とする営業チームを設置する。
- (2) 営業チームに、チーム長、副チーム長を置く。
- (3) チーム長は雇用均等・児童家庭局長、副チーム長は大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）とする。
- (4) (3)に掲げる者のほか、営業チームのメンバーは、別紙の職にある者とする。
- (5) 都道府県労働局においては、労働局長及び雇用均等室長が、本省雇用均等・児童家庭局の営業チームと一体となって、企業のポジティブ・アクションの取組み促進を働きかける。

## 3. 営業チームの業務

- (1) ポジティブ・アクションの取組み促進のための企業訪問。
- (2) ポジティブ・アクションの取組み促進の働きかけ。
- (3) 企業の情報開示促進の働きかけ。

## 4. 事務局

- (1) 営業チームに事務局を置く。
- (2) 事務局に、事務局長及び事務局長代理を置く。
- (3) 事務局長は、雇用均等政策課長、事務局長代理は雇用均等政策課均等業務指導室長とする。
- (4) (3)に掲げる者のほか、事務局員は事務局長の指名する者とする。
- (5) 事務局の庶務は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課において処理する。

## 5. 設置日

本営業チームは、平成24年6月1日に設置する。

## 6. その他

前各号に定めるもののほか、営業チームの運営に関する事項その他必要な事項は、事務局長が定める。

チーム長：雇用均等・児童家庭局長

副チーム長：大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）

メンバー：

雇用均等・児童家庭局総務課長

雇用均等・児童家庭局総務課調査官

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課長 ※事務局長

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課均等業務指導室長 ※事務局長代理

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室長

雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課長

雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課均衡待遇推進室長

# 厚生労働省での企業のポジティブ・アクションの情報サイト等

ポータル  
サイト

<http://www.positiveaction.jp/>

女性の活躍を推進しています  
**Positive Action**  
厚生労働省委託事業 ポジティブ・アクション取組ポータルサイト

女性の活躍推進状況診断 (受付中!)

NEWS 新着情報

「ポジティブ・アクションとは…」

「女性はもっと活躍してもらいたい」

「優秀な女性をもっと育てたい」

「女性に継続して働いてもらいたい」

「女性に新しい仕事をしてもらいたい」

…と考えていらっしゃいませんか?

社員の能力がフルに発揮されれば、企業にとって大きなプラスになります!

宣言  
コーナー

<http://www.positiveaction.jp/declaration/>

女性の活躍推進宣言  
コーナー

輝く女性が、企業を輝かせる。宣言します! 女性の活躍推進。

このサイトは、厚生労働省のポジティブ・アクション普及促進に賛同する企業として、経営トップに自社の女性活躍推進について宣言していただくコーナーです。  
女性が能力を十分に発揮し、活躍する、魅力ある企業として、あなたの会社を広くアピールしてみませんか?

宣言する

宣言を見る

企業の取組  
紹介

<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>

ポジティブ・アクション 応援サイト

このサイトでは、企業のポジティブ・アクション(女性の活躍推進)の取組を応援するため、全国の様々な企業が実際に取り組んでいる事例を業種や規模別に実名で紹介しています

ご利用ガイド 1 企業検索の方法 2 掲載方法

## 【ポジティブ・アクションメッセージ集】



※ ロールモデルとなるような女性社員からのメッセージ集等を作成

<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2012/03/30-01.html>



# 次世代育成支援対策推進法に基づく 基準適合一般事業主を認定しました

雇用均等室

## ○新たな認定企業

株式会社 九州タブチ（霧島市）

業種：製造業

従業員数：300人以下

## ○次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定企業とは

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、事業主は必要書類を添えて認定申請し、一定の要件を満たしたとして認定を受けた企業です。

（厚生労働大臣の認定ですが、都道府県労働局長へ委任されています。）

## ○認定企業のメリット

次世代認定マーク（愛称：くるみん）を商品、広告などに  
つけ子育てサポート企業であることをPRできます。

行動計画の期間内に取得・新築・増改築した建物等について  
割増償却ができます。



次世代認定マーク

（愛称：くるみん）

## 【認定企業名一覧（認定年）】

平成24年7月31日現在

株式会社 鹿児島銀行(19, 21, 23)	南国殖産 株式会社 (23)
鹿児島相互信用金庫 (19, 22)	社会福祉法人 絃徳会 (23) *
鹿児島信用金庫 (19, 23)	医療法人 美崎会 (23) *
株式会社 新日本科学 (21)	医療法人 腎愛会 (24) *
株式会社 富士通インフォネット (21) *	生活協同組合 コープかごしま (24)
国立大学法人 鹿児島大学 (22)	株式会社 image (24) *
医療法人 寛容会 (22) *	株式会社 九州タブチ (24) *
社会福祉法人 幸尋会 (22) *	

\*は従業員数300人以下の企業です。

事業主の皆さまへ

# 子育てサポート企業に対する 税制優遇制度が創設されました

取得・新築・増改築した建物等について **割増償却** ができます



- **次世代育成支援対策推進法の認定**を受け、「くるみん」を取得した事業主に対する**税制優遇制度（建物等の割増償却制度）**が創設されました。
- 「**子育てサポート企業**」として、次世代育成支援への取り組みを推進している「くるみん」取得企業の皆さま、この税制優遇制度を積極的にご活用ください。



ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省・都道府県労働局

## 1 税制優遇制度の概要

- 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の**32%の割増償却**ができます。

## 2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- 青色申告書を提出する事業主であること
- 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、次世代法の認定を受けること

※個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日まで各年に次世代法の認定を受けた場合に対象となります。

※過去に認定を受けたことのある事業主でも、当該期間内に新たに認定を受けた場合には対象となります。

※当該期間内に複数回認定を受けた場合には、最初の認定についてのみ対象となります。

## 次世代法(次世代育成支援対策推進法)とは?

- 少子化が急速に進行し、わが国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。少子化の背景の一つには、仕事と子育ての両立が困難な職場環境があると指摘されています。
- そこで、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的として、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって行う取り組み（以下「次世代育成支援対策」）を進めるため、それぞれが果たすべき役割などを定めた**次世代育成支援対策推進法**が平成15年7月に成立し、平成17年4月に施行されました。
- この法律では、少子化の流れを変えるため、国や地方公共団体による取り組みとともに、企業においても**一般事業主行動計画**（以下「行動計画」）を策定、実施していただくことを定めています。（平成23年4月1日から従業員101人以上の企業に、策定・届出、公表・周知が義務づけられています）。
- **行動計画**とは、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めて多様な働き方を選択できる労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標達成のための対策とその実施期間、を定めるものです。

**行動計画の策定について** → <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

- この行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした企業は、申請を行うことによって「**子育てサポート企業**」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、**次世代認定マーク（愛称：くるみん）**を広告、商品などに表示し、次世代育成支援対策に取り組んでいることをアピールできます。

### 3 適用対象の建物等

以下の①②のどちらにも当てはまる建物及びその附属設備（以下「建物等」）が割増償却の対象となります。

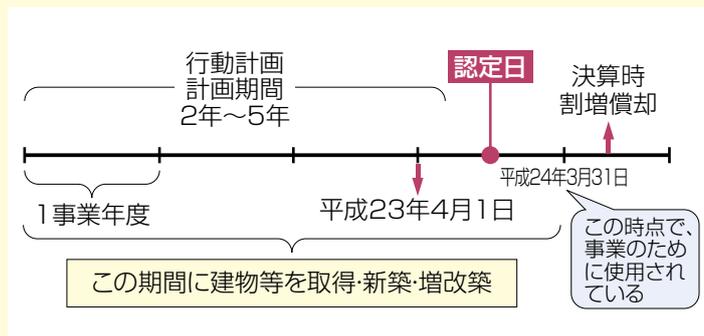
- ①次世代法の認定を受けた日を含む事業年度終了の日において、事業主が所有し、事業のために使用している建物等
- ②認定を受ける対象となった行動計画の（ア）計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得した建物等で、その建設の後、事業のために使用されていないもの、または（イ）その期間内に新築・増改築をした建物等

※所有権が移転しないリース取引に取得したものを除きます。

※増改築の場合は、増改築のための工事を行ったことによって所有することとなった建物等の部分に限ります。

※「建物およびその附属施設」の例

- 事務所用建物、店舗用建物、病院用建物、工場用建物、倉庫用建物、事業所内保育施設
- 電気設備、アーケード・日よけ設備、給排水・衛生設備、ガス設備



### 4 事務手続

- **次世代法の認定申請**は、**都道府県労働局雇用均等室**で受け付けています。認定を受けた事業主には「**基準適合一般事業主認定通知書**」を交付します。
- **割増償却**は、上記通知書の写し等を添えて、**税務署**に申告してください。

※割増償却について詳しくは、**税務署**までお問い合わせください。

## 「くるみん」を取得するには？



- **次世代法の認定**を受け「くるみん」を取得するためには、適切な行動計画を策定し、その計画期間が終了し、一定の基準を満たしていることが必要です。  
**認定基準について** → <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/ninteikijun.pdf>
- 認定を受けようとする場合は、あらかじめ認定基準を踏まえて行動計画を策定してください。策定した、または策定しようとしている行動計画が目標を達成した場合に認定基準を満たすかどうかについては、都道府県労働局雇用均等室にご相談ください。
- **行動計画が認定基準を満たさない場合は**、計画期間の途中でその期間や内容を変更することが可能です。計画の変更により、認定の対象となる場合もあります。  
行動計画の期間や内容を変更するときは、都道府県労働局雇用均等室に変更届を提出してください。

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー 16階
千葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地
富山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング
三重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階
愛媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階
熊本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階
宮崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎（1号館）3階

行動計画の策定・認定基準・認定企業一覧については厚生労働省ホームページをご覧ください

- 行動計画の策定について : <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>
- 認定基準について : <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/ninteikijun.pdf>
- 認定企業について : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/index.html>